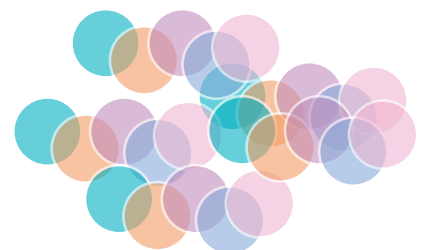


# 特別な支援を必要とする 子どもへの対応



# 【特別支援教育】

子どもの姿  
気になることは  
ありますか？

- ・友達との関わりが少なく、一人遊びばかりする。
- ・発音が不明瞭。(さ行やた行などが発音しにくい)
- ・トイレや身支度などの生活習慣が身に付きにくい。
- ・運動面で体のバランスがとりづらい。
- ・大きな音や高い音など、音に対して敏感である。
- ・じっとしていられず、すぐに立ち歩いてしまう。
- ・はじめてのことやいつもと違うことが苦手である。
- ・言葉がなかなか増えない。
- ・極端な偏食がある。

子どもは保育者の言動をよく見えています。まずは、保育者自身が子どものありのままを受け入れ、その子らしくいられるよう見守ることが大切です。その上で、保育者が特性や障害等を正しく理解し、発達段階や個々の実態をふまえて、スモールステップで取り組めるように工夫し、必要な支援を行います。個々の力を伸ばせるような関わり方をすることにより、周りの子どもも自然とそれをまねるようになります。

## ● 日常の動作

- ・日常生活の動作の得意、不得意を把握し、苦手さに合わせた支援や工夫を行う。

## ● 運動・運動遊び

- ・様々な運動を、遊びや生活の中に取り入れる。
- ・運動が苦手な子どもが、苦手意識をもたずに取り組めるよう、活動や課題に対して配慮する。
- ・多様な体の動きができるよう、リズム遊びやサーキット遊び、固定遊具等での遊びを取り入れる。



## ● 製作活動

- ・どんな物を作るのか、イメージしやすいよう見本や具体物を示す。
- ・作り方の手順を、分かりやすく伝える。
- ・発達段階や実態に配慮した道具や内容を工夫する。

## ● 歌

- ・楽しんで歌を歌えるような導入や環境設定を工夫する。
- ・歌のイメージをもちやすいよう、絵を示すなど工夫する。



保育者の関わり方の工夫について

特別支援

● **表現遊び**

- ・物語や場面の理解の難しい子どもに対して、写真やさし絵、ペープサートなどを活用して分かりやすい工夫をする。
- ・個々に感じたことや思ったことを表現しやすい雰囲気を作る。



● **関係づくり**

- ・安心して保育者と信頼関係を築けるよう、子どもの気持ちに寄り添い、子どもの声に耳を傾ける。
- ・絵本や教材等を活用して、子どもが自分以外の人の様々な気持ちに気付くよう工夫する。
- ・友達との関わりをもてるような場や活動を、意識的に取り入れる。



幼稚園用教育資料『ほほえみ』（平成 24 年 3 月 兵庫県教育委員会）

### ●行事

- ・行事や園外保育など、いつもと違う活動をするときは、あらかじめ、子どもに予定を知らせる。
- ・運動会、音楽会、生活発表会などの取組で、活動の流れが分かりにくい子どもには、見て分かる工夫をするなど個別に配慮する。



### ●保育者の話し方・言葉掛け

- ・分かりやすい説明や指示の仕方を心掛ける。
- ・全体への説明で理解しにくい子どもには、言葉による指示や説明だけでなく、絵や写真を活用して伝える。

### ●保育室の環境

- ・動線に配慮した教室環境を設定する。
- ・自分の持ち物をどこにどのように片付けたらよいか分かるようにする。
- ・毎日使う道具や教材がどこにあるか、またどこに片付けたらよいか、見て分かるようにする。
- ・1日の予定を表やホワイトボードに書くなどして、生活の流れを確認できるようにする。



支援を必要とする子どもを支えていくためには保護者との連携は必要不可欠です。まずは、保護者がどのような考えを持っているのかを把握し、安心して子どものことが相談できるような信頼関係を築くことが大切です。その上で、就学前施設ですべきこと、家庭で実践できることを明確にし、保護者の気持ちに寄り添いながら連携をとり、共に進めていくことが重要です。

## 「ステップ★ぐんぐん（サポートファイル・個別の支援計画 伊丹市版）」の作成

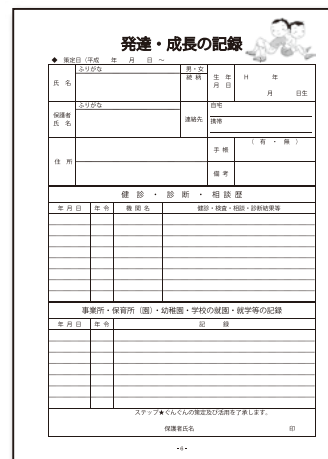
発達に課題があり、特別な支援が必要な子どもの自立と社会参加を進めていくために、一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、乳幼児期から学校卒業後まで、長期的な視点で一貫して適切な支援を受けられるようにするためのファイル式の計画ノート。



保存用ファイル



表紙



内容の一部

作成・活用により、入園や入学などのライフステージにおいて、これまで受けてきた支援の内容や子どもの特徴などが次の関係機関にも適切に伝わります。



作成時には、保護者の同意と証明押印が必要です。保管は、原則として子どもが在籍する各機関が行い、保管する各機関が加筆・資料添付を行います。進路先へのサポートファイルの引き継ぎは、保護者が行います。

## ケース会議の実施

子どもの実態によっては、より専門的な支援方法が必要となる場合が出てきます。そのような場合、就学前施設内における関係者が、必要に応じて就学先や医療、福祉等の関係機関と連携を図りながら、支援のために事例の検討を行うことがあります。

### 【絵本】

- |                     |                |
|---------------------|----------------|
| ・「さっちゃんのみほうのて」      | 作：たばたせいいいち     |
| ・「はせがわくんきらいや」       | 作：長谷川集平        |
| ・「車いすのレイチェル」        | 作：エリザベス・ファンショー |
| ・「ぼくのだいじなあおいふね」     | 作：ディック・ブルーナ    |
| ・「わたしの妹は耳がきこえません」   | 作：ピーターソン       |
| ・「ふしぎなともだち」         | 作：たじまゆきひこ      |
| ・「ちいちゃんのくち」         | 作：わたなべまみ       |
| ・「オチツケ オチツケ こうたオチツケ | 作：わたなべまみ       |
|                     | 作：さとうとしなお      |
| ・「たっちゃんぼくがきらいなの」    | 作：さとうとしなお      |
| ・「ありがとうフォルカーせんせい」   | 作：パトリシア・ポラッコ   |

## ○他機関との連携

### こども発達支援センター あすばる

発達上の悩みに関する相談やサービスの紹介・子どもへの早期療育（発達支援）

- 福祉サービスや通所サービスを利用したい
- 友達と遊ぶことが苦手
- こだわりが強い
- 運動発達に遅れがある
- 子育てがうまくいかない

◆月～金 9:00～17:30

☎ 784-8128

### 総合教育センター 教育相談

- 幼稚園、学校に行くのを嫌がる
- 友達と遊べない
- 情緒が不安定である
- 落ち着きがない
- 発音が気になる
- 発達が気になる等の相談 など

◆月～金 9:00～18:00

土 9:00～17:00

☎ 772-6171（電話相談）

☎ 780-2484（面接相談）

▲伊丹市立総合教育センター4階

要予約

### 子育て支援センター

#### ★子育てコンシェルジュ

- 初めての育児が不安で心配
- 伊丹市にはどんな子育てサービスがあるの
- 引っ越ししてきたばかりで知り合いがいない・・・  
親子交流の場は？

◆毎日（第3日曜日、年末年始、祝日を除く）

9:00～17:30

☎ 771-1152

Fax 772-4560

▲いたみいきいきプラザ1階

予約不要

### 伊丹特別支援学校 教育支援センター 相談室

子どもの発達や障害に関すること等についての相談

- 日常生活に関すること
- 発達障害に関すること
- 子育てに関すること
- 言語、コミュニケーション、運動動作などの指導法に関すること
- 就学、進路に関することなど

◆月～金 / 9:00～17:00

☎ 783-5436 Fax 783-5477

### すくすく育児相談

乳幼児の成長や育児に関する面接相談

- 授乳・ミルクのこと
- 離乳食の進め方
- 生活習慣（生活リズム、歯磨き、夜泣き等）について

◆月（祝・休日、年末年始除く）

13:00～16:00（受付15:30まで）

☎ 784-8034

▲伊丹市立保健センター

予約不要

### こども家庭課 家庭児童相談室

家庭で子どもを療育していくうえでの様々な悩み、心配ごとについての相談

◆月～金 9:00～17:30

☎ 780-3518

▲伊丹市役所4階

### いたみ健康・医療相談ダイヤル24

子どもの医療や健康に関する相談

（医師や看護師が対応）

- 気になる症状や病気のこと
- 応急手当
- 食事について など

☎ 0120-783-990

24時間  
年中無休

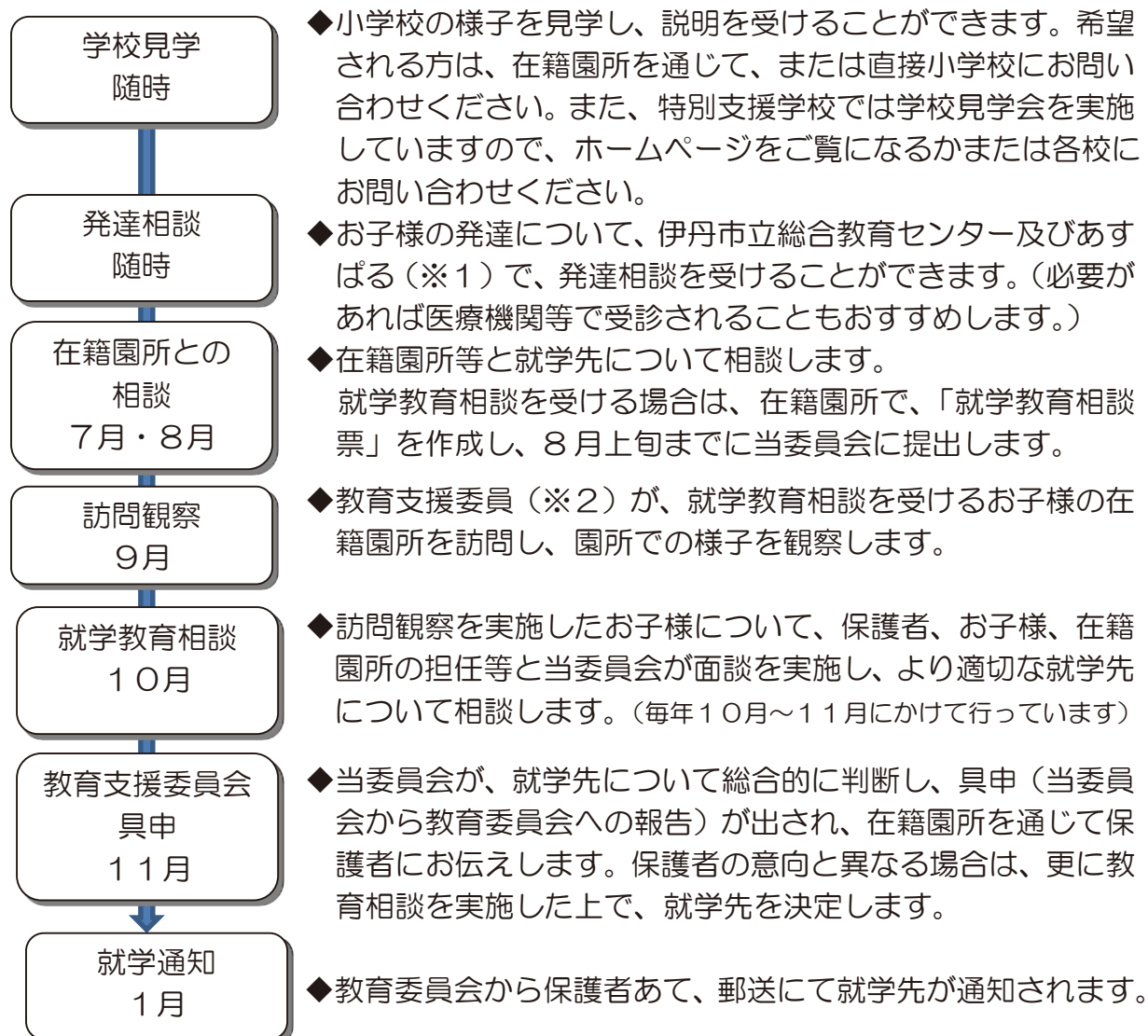
## 伊丹市の特別支援教育にかかる就学先の決定について

伊丹市では、お子様がことばや心身の発達の状態や能力に応じた適切な教育を受け、安心して豊かな学校生活を送ることができるよう、相談（就学教育相談）を行っています。

### 1 就学教育相談とは

心身の障害、または発達上の課題により、入学後、特別な支援や配慮が必要と考えられるお子様とその保護者を対象に教育相談を実施し、お子様の就学先（小学校通常学級・特別支援学級、特別支援学校）について相談し決定していきます。

### 2 スケジュール



※1 伊丹市立総合教育センター及び伊丹市立こども発達支援センター（あすばる）では、発達相談をはじめとする各種相談を行っています。

※2 教育支援委員：伊丹市教育支援委員会の委員。教育支援委員会は、医師、学校関係者、福祉関係者等で構成され、就学に関する専門的な相談にあたります。

### 3 就学先

伊丹市内には、お子様の発達や障害の状況、様々な教育的ニーズに対応できるよう、次のような就学先があります。

#### 小学校

##### <通常学級>

学級担任が、一斉指導により授業や生活指導を行います。

(1クラスの定員は1年生は35人まで。学級担任は1人です。)

##### <特別支援学級>

特別支援学級担任が、少人数または個別の指導を行います。

(1クラスの定員は8人まで。)

お子様の発達や障害の状況に応じて、通常学級での朝の会、帰りの会、給食、掃除の時間や、教科等で、交流学习を行います。

また、発達や障害、個々の課題に対応して、次のような学級が設置されています。

弱視学級、難聴学級、知的障害学級

肢体不自由学級、病弱・身体虚弱学級、自閉症・情緒障害学級  
学校や年度により、設置されている学級は異なりますので、詳しくは、就学予定先の小学校または教育委員会事務局学校指導課までお問い合わせください。

#### 特別支援学校

特別支援学校では、お子様の障害や発達の状況に合わせた教育を行えるよう、施設・設備・教材・人材等が整えられています。また、専門性を備えた教員による、少人数指導を行っています。

伊丹市内には、次の2校に小学部が設置されています。また、居住地の小学校との交流及び共同学習も行っています。

##### <市立伊丹特別支援学校>

肢体不自由のお子様を対象とする特別支援学校です。

##### <県立こやの里特別支援学校>

知的障害のお子様を対象とする特別支援学校です。

※ この2校のほかに県下には、障害の種別により、県立視覚特別支援学校、県立神戸聴覚特別支援学校、県立姫路聴覚特別支援学校、県立上野ヶ原特別支援学校等があります。詳しくは、各校のホームページをご覧ください。

\* 「障害」「障がい」の表記は、平成22年に定められた、伊丹市における「『障害』の『害』のひらがな表記の取り扱いについて」に基づいています。

